

よこすか

第30号

消費生活レポート

今回の話題

携帯電話会社をかたる偽SMSにご注意！



全国の消費生活センター等には、「携帯電話会社名で『不正ログインされた可能性があるので、IDとパスワードを変更してください』等のSMS（ショートメッセージサービス）が届き、携帯電話会社のID、パスワード、暗証番号等を入力したら、その後携帯電話会社から身に覚えのない決済メールが届いた」など、携帯電話会社をかたる偽SMSをきっかけに消費者のキャリア決済が不正利用されたという相談が寄せられています。

そこで、今回の消費生活レポートでは、偽SMSをきっかけとしたキャリア決済の不正利用に関する相談事例とトラブルを防ぐためのポイントをご紹介します。

相談事例

自分が契約している携帯電話会社名で「電話代が高額になっています」とのSMSが届いた。確認しようとSMS内のURLにアクセスし、携帯電話会社の自分のID、パスワード、暗証番号を入力した。その直後に携帯電話会社から2段階認証の確認メールが届き、認証した。

その1時間後から、通販サイトで決済されたというメールが携帯電話会社から次々に届き、キャリア決済で約9万円が不正利用されたことがわかった。

その他、「プレゼントがある」とのSMSがきっかけでID等を入力したところ、キャリア決済が不正利用されたという相談も寄せられています。

アドバイス

1. SMS・メール内に記載されたURLへ安易にアクセスしないようにしましょう。

偽のSMS・メールや偽サイトは巧妙に作成されており、自分の携帯電話に届いたSMS・メールが携帯電話会社からの正式なものかどうか見分けることは困難です。もしSMS・メールが届いた場合には、SMS・メール内に記載されたURLへ安易にアクセスしないようにしましょう。万が一アクセスしてしまった場合も、ID・パスワード等をすぐに入力しないようにしましょう。自分で調べた携帯電話会社の電話窓口やホームページ等で、SMS・メールの内容やサイトが正式なものであることを確認してからアクセス等をするようにしましょう。

2. 偽のSMS・メールに誘導されてID・パスワード・暗証番号等を入力してしまったら

(1) すぐにID・パスワード・暗証番号等やキャリア決済の設定を変更しましょう。

詐欺業者にID・パスワード等を知られた状態で放置すると、再びキャリア決済が不正利用されたり、自分の契約情報を閲覧・変更されてしまう状態が続きます。自分で検索した携帯電話会社のホームページにアクセスして、すぐにID等を変更し、キャリア決済の限度額を必要最低限に引き下げるか、利用を停止しましょう。

(2) キャリア決済で利用された店舗（サイト）や携帯電話会社に連絡しましょう。

詐欺業者が消費者から詐取したID等を悪用してキャリア決済が不正利用された場合、携帯電話会社から購入店（サイト）名、購入金額等の決済内容が記載されたメールが届きます。購入店や携帯電話会社へトラブルについて申し出ましょう。

3. キャリア決済の不正利用や偽のSMS・メールへの事前対策をしましょう。

(1) キャリア決済の限度額を必要最低限に設定するか、利用しない設定に変更しましょう。

携帯電話の契約者が自分で設定を変更しない限り、キャリア決済が利用できる設定になっています。キャリア決済の利用限度額は自分で設定可能なため、必要最低限の額に引き下げ、万が一不正利用の被害に遭った場合の被害額を最小限にとどめましょう。

また、キャリア決済の機能自体を利用しない設定が可能な携帯電話会社もありますので、利用しないのであれば利用しない設定に変更しましょう。

(2) 「2段階認証」を設定しましょう。

自分が契約している携帯電話会社で2段階認証の仕組みが導入されている場合、2段階認証の設定をしましょう。

(3) 迷惑SMS・メール等の対策サービスを活用しましょう。

携帯電話会社や、セキュリティーソフト等で、迷惑SMS・メール等の対策サービスが提供されています。契約先のサービス内容を確認して活用しましょう。

(4) ID・パスワード等の使い回しはやめましょう。

通販サイトやSNS等、複数のサービスで同じID等を設定していると、そのID等の情報が第三者に知られた場合、同一のID等を設定していたサービスを第三者が自分になりすまして利用する可能性があります。同じID等を複数のサービスで使いまわすことはやめ、しっかり管理しましょう。

4. 不安に思った場合やトラブルになった場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

出典：国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

携帯電話会社をかたる偽SMSにご注意！ - あなたのキャリア決済が狙われています -

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20190905_1.pdf

イラスト提供：神奈川県 2013

■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）



- 電話 821-1314（相談専用電話）
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00
（祝日、年末年始の休館日は除く）

※ 対象は横須賀市民のみです